

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月 25日

高知市長 殿

提出者

住 所 高知県高知市北金田11-30 アクティオカザキ1階

氏 名 住友不動産(株) 新築そっくりさん事業本部

高知営業所 営業所長 藤原 真吾

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

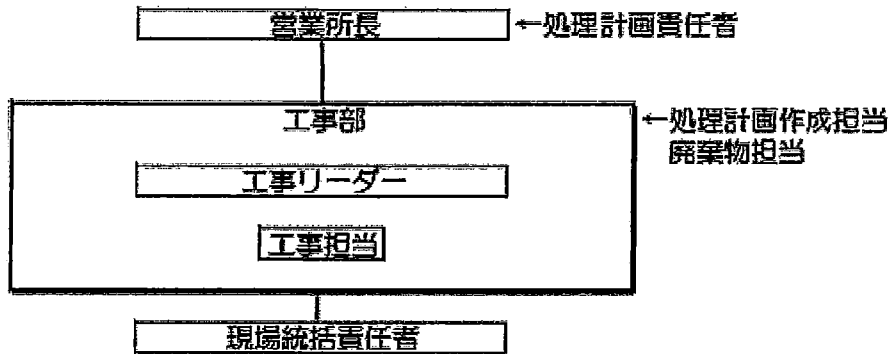
電話番号 088-855-8866

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友不動産(株) 新築そっくりさん事業本部 高知営業所
事業場の所在地	高知県高知市北金田11-30 アクティオカザキ1階
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建築リフォーム工事業(0661)
②事業の規模	完工売上高 384百万円
③従業員数	17名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	1267.405 t	t
	(これまでに実施した取組) 現場の解体方法の工夫、作業工程の見直しを行い、産業廃棄物の分別をおこないやすい工程を実地。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	1240.700 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の分別を一層しっかり行い、処理委託業者とも連携をとり、資源の再利用化に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生しよう出来る部材を選別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き原材料として再生利用できるものを分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

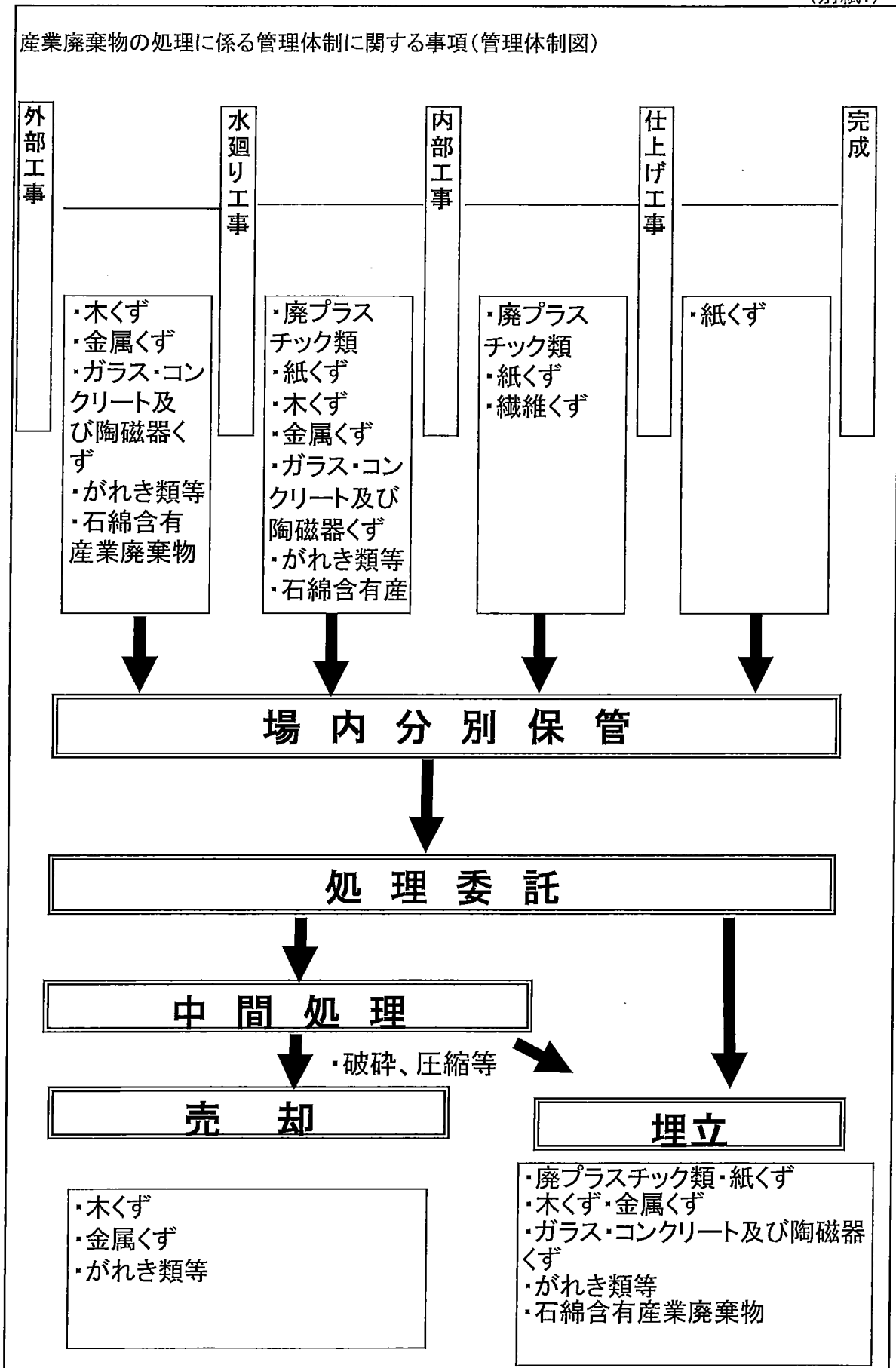
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	1267.405 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	40.698 t	t
	再生利用業者への処理委託量	120.156 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	1240.700 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	40.000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	117.000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストを導入しており、対応可能な処理業者であるとともにできるだけ有料認定処理業者から選定することとしている。 ・委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図)



別紙2
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(平成29年度)実績量
計画:今年度(平成30年度)計画量

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		単位:トン/年
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻									
汚泥									
廃油									
廃酸									
廃アルカリ									
廃プラスチック類	35,238	34,500							
紙くず	15,531	15,000							
木くず	326,802	320,000							
繊維くず	5,736	5,600							
動植物性残さ									
動物系固形不要物									
ゴムくず									
金属くず	86,143	84,000							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	90,016	88,000							
鋳さい									
がれき類	650,919	638,000							
動物のふん尿									
動物の死体									
ばいじん									
石膏ボード	30,890	30,000							
石綿含有産業廃棄物	26,130	25,600							
合計	1267,405	1240,700	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

